

最終改正 令和3年6月18日協会規程第7号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 軽自動車の検査事務（第7条—第12条）
- 第3章 自動車重量税の納付の確認等の事務（第13条—第16条）
- 第4章 雑則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第76条の28第1項の規定に基づき、軽自動車検査協会（以下「協会」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もつて、業務の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 協会は、その業務の公共的重要性にかんがみ、公正、かつ、誠実に業務を実施するものとする。

（事務所）

第3条 協会の事務所は、別表第1のとおりとする。

（事務所で行う事務）

第4条 別表第2の左欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる事務所において行うものとする。

（事務所の業務取扱日）

第5条 事務所においては、次に掲げる日を除き業務を取り扱うものとする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 協会の従たる事務所（以下「事務所」という。）は、前項に掲げる日のほか、業務を合理的に行うため等、必要があるときは、事務所所在地において業務の全部又は一部を取り扱わない日を定めることができる。

3 前項の場合において、協会は、その旨を第17条第2項に定める方法により公表するものとする。

（事務所の業務受付時間）

第6条 事務所の業務受付時間は、次のとおりとする。

午前 9時から11時30分まで

午後 1時から4時まで

2 協会が事務所以外の場所でその業務を行う場合、その他必要があるときは、前項の規定にかかわらず実情に応じて業務受付時間を変更することができるものとする。

3 協会は、業務受付時間を第17条第2項に定める方法により公表するものとする。

第2章 軽自動車の検査事務

（軽自動車の検査事務の実施）

第7条 軽自動車の検査事務は、法令の規定によるほか、法第76条の30の規定に基づいて定める検査事務規程により行うものとする。

（軽自動車検査員）

第8条 協会は、軽自動車検査協会に関する省令（昭和47年運輸省令第52号。以下「協会省令」という。）第14条に定める資格を有する者から軽自動車検査員を任命し、軽自動車が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するかどうかの判定に関する業務を行わせるものとする。

（軽自動車の検査設備）

第9条 協会は、法第76条の31の規定に基づいて事務所ごとに協会省令第13条に規定する基準に適合する検査設備を備え、かつ、これを当該基準に適合するように維持するものとする。

(手数料)

第10条 協会に検査等を申請する者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。)は、道路運送車両法関係手数料令(昭和26年政令第255号)の第1条表中第5号及び第11号から第13号まで並びに同令第2条の規定により協会に納めなければならない手数料並びに同令第2条の規定により機構に納めなければならない手数料を協会に納入するものとする。

2 前項の場合において、協会が手数料収納機関を指定した場合は、申請者は、当該手数料収納機関に手数料を納入し、手数料収納計器により、申請書に納入済の表示を受けるものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請(以下、「OSS申請」という。)をする場合には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により手数料を納入するものとする。

(1) 手数料を予納金として事前に協会に納める方法で手数料を納入することを協会と取り決めていた申請にあつては、OSS申請により得られた受付番号を基に当該予納金から精算することにより納入する方法

(2) 前号以外の申請にあつては、OSS申請により得られた納付情報により納入する方法

3 協会は、前項第1号の場合においては、申請者による手数料の納付手続により予納金から精算されたことをもつて当該手数料を収納するものとし、前項第2号の場合においては、手数料収納業務に係る契約を締結した者を通じて申請者からの手数料を収納するものとする。

(検査事務の拒否)

第11条 協会は、次に掲げる場合には、検査事務を行わないことができる。

(1) 所定の手数料が納入されていないとき。

(2) 検査の実施が著しく困難な状態で軽自動車が提示されたとき。

(3) その他定められた手続によらないで検査の申請が行われたとき。

(検査実施上の特例)

第12条 協会は、申請者の利便と業務の円滑な実施を図るため、その業務を事務所以外の場所で行い、又は、検査事務の予約を行うことができるものとする。

第3章 自動車重量税の納付の確認等の事務

(自動車重量税の納付の確認等)

第13条 協会は、自動車重量税法(昭和46年法律第89号)(以下、「重量税法」という。)の規定に基づき、検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定等の事務については、自動車重量税印紙若しくは領収証書又は自動車検査証等により行うものとする。ただし、OSS申請をする場合であつて、重量税法第10条の2に規定する方法による場合には、申請者から納付された重量税の納付情報を財務省が所有する歳入金電子納付システムから取得することによって行うものとする。

(軽自動車税種別割の納付の確認)

第14条 協会は、法の規定に基づき、検査対象軽自動車に係る軽自動車税種別割の納付の確認の事務については、軽自動車税(種別割)納税証明書等により行うものとする。

(自動車損害賠償責任保険契約等の確認)

第15条 協会は、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定に基づき、検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損害賠償責任共済の契約の締結の確認の事務については、自動車損害賠償責任保険証明書等により行うものとする。

(附帯業務)

第16条 法第76条の27第1項第5号により行う業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 軽自動車の検査事務に関する調査研究及び指導

(2) 軽自動車の車両数統計等の調査

(3) 業務に関する刊行物の発行

(4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第90条の15の重量税還付申請の受付

(5) 協会が定める方法及び料金による軽自動車検査ファイルに記録された情報の提供

(6) その他協会の業務の運営に附帯する業務

第4章 雑則

(公告及び公表の方法)

第17条 協会の公告は、官報に掲載することによつて行うものとする。

2 協会の公表は、事務所に掲示することによつて行うものとする。

(国土交通大臣に対する報告)

第18条 協会は、次の表の左欄に掲げる事項を右欄に掲げる期日までに、国土交通大臣に報告するものとする。

項目	報告期限
検査対象軽自動車保有車両数	毎月当該月の翌月20日まで
検査関係業務量報告	毎年当該年の翌年4月末日まで

附 則

この業務方法書は、昭和48年9月20日から実施する。

附 則〔昭和49年6月26日協会規程第6号〕

この規程は、昭和49年5月1日から適用する。

附 則〔昭和60年3月25日協会規程第5号〕

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則〔昭和63年12月21日協会規程第8号〕

この規程は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則〔平成3年5月27日協会規程第9号〕

この規程は、平成3年5月27日から施行する。

附 則〔平成4年4月17日協会規程第10号〕

この規程は、平成4年5月1日から施行する。

附 則〔平成4年4月17日協会規程第11号〕

この規程は、平成4年4月20日から施行する。

附 則〔平成6年8月9日協会規程第10号〕

この規程は、平成6年8月22日から施行する。

附 則〔平成7年5月29日協会規程第4号〕

この規程は、平成7年7月1日から施行する。

附 則〔平成10年11月20日協会規程第4号〕

この規程は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成10年法律第74号）の施行の日（平成10年11月24日）から施行する。

附 則〔平成11年7月29日協会規程第9号〕

この規程は、平成11年10月12日から施行する。

附 則〔平成12年12月12日協会規程第10号〕

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平成13年1月4日協会規程第12号〕

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平成13年11月16日協会規程第11号〕

この規程は、平成13年12月17日から施行する。

附 則〔平成14年8月30日協会規程第11号〕

この規程は、平成14年8月30日から施行する。

附 則〔平成16年10月6日協会規程第12号〕

この規程は、平成16年10月12日から施行する。

附 則〔平成16年10月12日協会規程第15号〕

この規程は、平成16年10月12日から施行する。

附 則〔平成16年12月20日協会規程第21号〕

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

なお、別表第2中検査対象軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部、運輸支局又は陸運事務所の管轄区域内に存する従たる事務所が行う事務中(15)及び最寄りの従たる事務所が行う事務中(17)は平成20年1月31日までとする。

附 則〔平成17年5月23日協会規程第8号〕

この規程は、平成17年5月30日から施行する。

附 則〔平成17年12月14日協会規程第15号〕

この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、高松市については、平成18年1月10日から施行する。

附 則〔平成18年6月19日協会規程第7号〕

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則〔平成20年3月28日協会規程第2号〕

この規程は、平成20年3月28日から施行する。

附 則〔平成22年3月26日協会規程第2号〕

この規程は、平成22年3月26日（認可日）から施行する。

なお、第11条第3号は平成22年4月1日から施行する。

附 則〔平成23年6月23日協会規程第6号〕

この規程は、平成23年7月4日から施行する。

附 則〔平成25年12月26日協会規程第9号〕

1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月4日から施行する。

附 則〔平成30年12月18日協会規程第19号〕

附 則〔令和元年9月30日協会規程第11号〕

改正後の規程は、令和元年10月1日から施行する。

ただし、改正後の規程第10条の規定の適用については、令和2年1月6日から施行する。

附 則〔令和2年6月3日協会規程第8号〕

この規程は、令和2年7月20日から施行する。

附 則〔令和3年6月18日協会規程第7号〕

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事務所の種類	事務所の名称	事務所の所在地
主たる事務所	軽自動車検査協会	東京都新宿区
従たる事務所	軽自動車検査協会札幌主管事務所	札幌市
〃	軽自動車検査協会函館事務所	函館市
〃	軽自動車検査協会旭川事務所	旭川市
〃	軽自動車検査協会室蘭事務所	室蘭市
〃	軽自動車検査協会釧路事務所	釧路市
〃	軽自動車検査協会帯広事務所	帯広市
〃	軽自動車検査協会北見事務所	北見市
〃	軽自動車検査協会青森事務所	青森市
〃	軽自動車検査協会岩手事務所	盛岡市
〃	軽自動車検査協会宮城主管事務所	仙台市
〃	軽自動車検査協会秋田事務所	秋田市
〃	軽自動車検査協会山形事務所	山形市
〃	軽自動車検査協会福島事務所	福島市
〃	軽自動車検査協会茨城事務所	水戸市
〃	軽自動車検査協会栃木事務所	宇都宮市
〃	軽自動車検査協会群馬事務所	前橋市

〃	軽自動車検査協会埼玉事務所	上尾市
〃	軽自動車検査協会千葉事務所	千葉市
〃	軽自動車検査協会東京主管事務所	東京都港区
〃	軽自動車検査協会神奈川事務所	横浜市
〃	軽自動車検査協会山梨事務所	笛吹市
〃	軽自動車検査協会新潟主管事務所	新潟市
〃	軽自動車検査協会富山事務所	富山市
〃	軽自動車検査協会石川事務所	金沢市
〃	軽自動車検査協会長野事務所	長野市
〃	軽自動車検査協会福井事務所	福井市
〃	軽自動車検査協会岐阜事務所	羽島市
〃	軽自動車検査協会静岡事務所	静岡市
〃	軽自動車検査協会愛知主管事務所	名古屋市
〃	軽自動車検査協会三重事務所	津市
〃	軽自動車検査協会滋賀事務所	守山市
〃	軽自動車検査協会京都事務所	京都市
〃	軽自動車検査協会大阪主管事務所	大阪市
〃	軽自動車検査協会奈良事務所	大和郡山市
〃	軽自動車検査協会和歌山事務所	和歌山市
〃	軽自動車検査協会兵庫事務所	神戸市
〃	軽自動車検査協会鳥取事務所	鳥取市
〃	軽自動車検査協会島根事務所	松江市
〃	軽自動車検査協会岡山事務所	岡山市
〃	軽自動車検査協会広島主管事務所	広島市
〃	軽自動車検査協会山口事務所	山口市
〃	軽自動車検査協会徳島事務所	徳島市
〃	軽自動車検査協会香川主管事務所	高松市
〃	軽自動車検査協会愛媛事務所	松山市
〃	軽自動車検査協会高知事務所	高知市
〃	軽自動車検査協会福岡主管事務所	福岡市
〃	軽自動車検査協会佐賀事務所	佐賀市
〃	軽自動車検査協会長崎事務所	長崎市
〃	軽自動車検査協会熊本事務所	熊本市
〃	軽自動車検査協会大分事務所	大分市
〃	軽自動車検査協会宮崎事務所	宮崎市
〃	軽自動車検査協会鹿児島事務所	鹿児島市
〃	軽自動車検査協会沖縄事務所	浦添市

別表第2（第4条関係）

事務	事務所
(1) 法第69条の2の輸出の事実の照会 (2) 法第69条の2の輸出の事実を確認した場合の軽自動車検査ファイルへの記録 (3) 法第69条の3の所有者に対する催告 (4) 法第99条の3の情報管理センターに対する解体報告記録に関する照会	主たる事務所
(1) 法第59条の新規検査	検査対象軽自動車の使用の本

<ul style="list-style-type: none"> (2) 法第60条の車両番号の指定及び自動車検査証の交付 (3) 法第63条又は第69条の自動車検査証返納の受理 (4) 法第66条の検査標章の交付 (5) 法第67条の自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査 (6) 法第69条の自動車検査証返納証明書の交付 (7) 法第69条の2の輸出に係る届出の適用除外車両の届出の受理 (8) 法第70条の自動車検査証又は検査標章の再交付 (9) 法第71条の自動車検査証の交付 (10) 法第71条の2の限定自動車検査証の交付（新規検査の結果交付するものに限る。） (11) 自動車損害賠償保障法第9条の自動車損害賠償責任保険の契約の締結の確認 (12) 自動車損害賠償保障法第9条の5の自動車損害賠償責任共済の契約の締結の確認 (13) 自動車重量税法第11条及び第12条その他の関係規定に基づく自動車重量税の納付の確認及び税額の認定等 (14) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第74条の再資源化預託金等を預託した確認 (15) 使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第10条の再資源化預託金等を預託した確認 (16) 道路交通法第51条の7の放置違反金等の納付等を証する書面の確認 	<p>扱の位置を管轄する運輸監理部、運輸支局又は陸運事務所の管轄区域内に存する従たる事務所</p>
<p>法第69条の2の解体等届出の受理（使用済自動車の解体に係る届出が送付により行われる場合に限る。）</p>	<p>東京都港区に存する従たる事務所</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 法第62条の継続検査 (2) 法第63条の臨時検査 (3) 法第66条の検査標章の交付 (4) 法第69条の2の解体等届出の受理（送付により行われる場合を除く。） (5) 法第69条の2の輸出に係る届出の受理 (6) 法第69条の2の輸出予定届出証明書の交付 (7) 法第69条の2の輸出予定届出証明書返納の受理 (8) 法第69条の3の自動車検査証返納後の所有者変更記録申請の受理 (9) 法第71条の予備検査及び予備検査証の交付 (10) 法第71条の2の限定検査証の交付（予備検査証又は継続検査の結果交付するものに限る。） (11) 法第72条の3の検査記録事項等証明書の交付 (12) 法第97条の2の軽自動車税種別割の納付の確認 (13) 自動車損害賠償保障法第9条の自動車損害賠償責任保険の契約の締結の確認 (14) 自動車損害賠償保障法第9条の5の自動車損害賠償責任共済の契約の締結の確認 (15) 自動車重量税法第11条及び第12条その他の関係規定に基づく自動車重量税の納付の確認及び税額の認定等 (16) 租税特別措置法第90条の15の重量税還付申請の受付 	<p>最寄りの従たる事務所</p>

- | | |
|--|--|
| <p>(17) 使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第10条の再資源化預託金等を預託した確認（継続検査に限る。）</p> <p>(18) 道路交通法第51条の7の放置違反金等の納付等を証する書面の確認（継続検査に限る。）</p> | |
|--|--|